

平成 27 年 度

岡 山 県 高 梁 市 立 宇 治 高 等 学 校
入 学 者 選 拔 実 施 要 項

平成26年12月

高 梁 市 教 育 委 員 会

岡山県高梁市立宇治高等学校(定時制)入学者選抜に関する日程一覧表

月 日	曜	実 施 事 項	提出場所・送付先	該 当 者		
				中	高	そ の 他
12. 9 } 2. 27	火 金	入学願書(誓約書)の配布	中学校		○	市教育委員会
12. 9	火	中高連絡会		○	○	
2. 25 } 2. 27 正午	水 金	入学出願関係書類の提出 { 入学願書(誓約書) 調査書 入学志願者一覧表 自己申告書	宇治高等学校		○	
2. 25 } 3. 2	水 月	学年についての報告書 学年についての報告書の } の提出 百分率表	宇治高等学校		○	
2. 27	金	電話による入学志願者数の報告	学校教育課(市)		○	
3. 5 までに	木	受検票交付 入学志願者数報告書の提出	中学校 学校教育課(市)		○ ○	
3. 12	木	学力検査・面接				
3. 13 までに	金	学年についての報告書 学年についての報告書の } の送付 百分率表	学校教育課(市)		○	
3. 20	金	合格者の発表 第2次募集有無の発表			○	
3. 20	金	電話による合格者数の報告	学校教育課(市)		○	
3. 23 } 3. 24	月 火	答案の返還 学力判定原簿の提出 ----- 合格者数報告書の提出	学校教育課(市) ----- 学校教育課(市)		○ ○	
3. 31 までに	火	選抜の経過の報告 反省事項 面接実施状況 } の報告	学校教育課(市) ----- 学校教育課(市)		○ ○	
4. 7 までに	火	生徒指導要録の抄本又は写し 生徒の健康診断票・歯の検査票の 送付	宇治高等学校		○	

目 次

1	募 集	-----	1
2	出 願	-----	1
3	入学者選抜のための学力検査・面接	-----	3
4	選 抜	-----	4
5	合格者の発表	-----	4
6	第2次募集	-----	5
7	学力検査の得点の簡易開示	-----	6
8	そ の 他	-----	6

【各種様式】

様式(1)	入 学 願 書	-----	10
	誓 約 書	-----	11
様式(2)	自己申告書	-----	12
様式(3)	入学志願者一覧表	-----	13
様式(4)	調 査 書	-----	14
様式(5)	学年についての報告書	-----	15
様式(6)	学年についての報告書の百分率表	-----	16
様式(7)	受検上の特別な配慮について	-----	17
様式(8)	第2次募集出願に係る誓約書	-----	18

※ 各作成上の注意は、岡山県教育委員会による「平成27年度 岡山県立高等学校入学者選抜実施要項」に準拠するものとする。

平成27年度岡山県高梁市立宇治高等学校(定時制) 入学者選抜実施要項

平成27年度岡山県高梁市立宇治高等学校(定時制)入学者選抜は、この要項に定めるところによる。なお、記載無き項目に関しては岡山県立高等学校入学者選抜実施要項に準ずる。

1 募 集

(1) 応 募 資 格

岡山県高梁市立宇治高等学校(定時制)(以下「高等学校」という。)に入学を志願する者(以下「志願者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を卒業又は修了(以下「卒業」という。)した者

イ 平成27年3月中学校等を卒業する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者

(2) 募 集 人 員

次のとおりとする。

学 校 名	学 科 名	募集人員
岡山県高梁市立宇治高等学校	普 通 科	40名

2 出 願

(1) 出願の制限

ア 志願者は他の公立高等学校を併願することはできない。

イ 入学願書提出後、志願校を変更することはできない。(定時制高校は、県立高等学校で実施される「出願変更」の対象外であるため、他の公立高等学校から岡山県高梁市立宇治高等学校に志願校を変更することはできない。)

ウ 志願者は他の公立高等学校の第2次募集に出願することはできない。

(2) 出願の期間

平成27年2月25日(水)から2月27日(金)までとし、受付時間は、午前9時から午後5時まで(最終日は正午まで)とする。なお、郵送による場合は、2月26日(木)午後5時までに到着したものに限り。

(3) 出願の手続

ア 志願者は、次の書類に所定事項を記入し、在学又は出身中学校等の校長(以下「中学校等の校長」という。)を経由して出願の期間内に高等学校に提出する。

名 称	様 式	部 数
入 学 願 書	(1)	1部
誓 約 書	(1)の裏面	1部
自己申告書	(2)	長期欠席者、過年度卒業者等のうち、提出を希望する志願者についてのみ1部提出

イ 中学校等の校長は、志願者が提出した入学願書及び誓約書の記載事項の確認を行い、次の書類を作成して「岡山県高梁市立宇治高等学校(定時制)入学者選抜に関する日程一覧表」(以下「日程一覧表」という。)に示す日程に従って、高等学校に提出する。なお、様式(5)(6)については、高梁市教育委員会学校教育課長(以下「学校教育課長」という。)あてにも送付する。

名 称	様 式	部 数	提 出 期 間
入 学 志 願 者 一 覧 表	(3)	2部	2月25日(水))
調 査 書	(4)	各志願者について1部	2月27日(金) 正午 (郵送は2月26日 (木)午後5時必着)
学 年 に つ い て の 報 告 書	(5)	1部	2月25日(水))
学 年 に つ い て の 報 告 書 の 百 分 率 表	(6)	1部	3月 2日(月)

ウ 調査書(学年についての報告書を含む。)の客観性と信頼性を高めるため、中学校等の校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、その記入や取扱いについては、特に公正、確実を期すること。

エ 高等学校長は、中学校等の校長から提出された入学出願関係書類を、日程一覧表に従って処理するとともに、入学志願者数を学校教育課長あて報告する。

(4) 入学選抜手数料

ア 岡山県高梁市立高等学校授業料等徴収条例第7条・第8条の定めるところにより、入学願書に現金 **720 円** を添えて提出する(切手は不可)。

イ いったん受領した入学選抜手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

(5) 用紙の配布

ア 入学願書(裏面誓約書)(様式(1))は、高梁市教育委員会又は高等学校に請求すること。

イ その他の用紙については、必要に応じて岡山県教育庁高校教育課のホームページからダウンロードして使用すること。

3 入学者選抜のための学力検査・面接

(1) 実施期日 平成27年3月12日(木)

(2) 日 程

集合時刻 午前8時50分

学力検査・面接

教科	開始時刻	終了時刻	時間
国語	9:20	10:05	45分
数学	10:25	11:10	45分
英語	11:30	12:15	45分
面接	13:05	～	

※英語は聞き取り検査を含む。

(3) 実施場所

岡山県高梁市立宇治高等学校 高梁市宇治町宇治1686番地

(4) 配慮事項

学力検査等を受検するに当たり、病気や障害等の事情により特別な配慮を必要とする志願者について、中学校等の校長は、事前に高等学校と十分相談すること。

なお、障害のある志願者について相談する場合は、中学校等の校長は障害等の状況や希望する特別な配慮等を記した文書(様式(7))を志願校に提出すること。

(5) 学力検査出題の方針

問題は次の方針により高等学校が作成したものを使用する。

ア 平成20年度文部科学省告示第28号の中学校学習指導要領に示された目標及び内容の範囲内で出題する。

イ 出題に当たっては、各教科とも基礎的・基本的事項を中心とし、思考力、思考過程、応用力等をみる問題を含める。

(6) 面接の実施

面接の実施方法については、平成27年3月12日(木)、高等学校において志願者に指示する。

(7) 学力検査実施委員会及び面接実施委員会

ア 高等学校に学力検査実施委員会を設け、学力検査の実施管理に当たる。

イ 高等学校に面接実施委員会を設け、面接の実施管理に当たる。

ウ 学力検査実施委員会及び面接実施委員会には、委員長1名及び委員を置く。

エ 委員長は高等学校長とし、委員は高等学校の所属職員の中から委員長が選任する。

(8) 実施後の処理

答案は、学力検査実施委員会において採点する。採点后、各教科の得点(各教科100点満点)を合計し、その合計得点を基に高等学校長が定める評定段階による10段階の評価を行い、その結果を「学力検査の評定」とする。

(9) 答案の返還及び報告

高等学校長は、答案を、平成27年3月23日(月)から3月24日(火)までの間に、高梁市教育委員会学校教育課へ返還する。また、面接実施状況報告書を作成して、平成27年3月31日(火)までに学校教育課長あて報告する。

4 選 抜

(1) 選抜の方針

ア 選抜に当たっては、中学校等の校長から提出される調査書、学力検査・面接の結果、自己申告書等を資料として、高等学校の特色を配慮して総合的に判断する。

イ 調査書については、中学校等の教育の全領域にわたる成果を的確に判断するための資料として重視する。

ウ 学力については、調査書の「学習の記録」に記載された評定から求めた換算点と学力検査の結果から求めた合計得点とを基に、高等学校長が「調査書の評定段階」と「学力検査の評定段階」をそれぞれ定め、相関表を作成して判定する。調査書の換算点の算出においては、学力検査を実施しない教科を重視して取り扱う。

(2) 選抜委員会

ア 高等学校に委員会を設け、入学者の選抜を行う。

イ 委員会には、委員長1名及び委員を置く。

ウ 委員長は高等学校長とし、委員は教頭及び委員長が選任する高等学校の教員とする。

(3) そ の 他

ア 選抜に当たっては、各資料を入学者選抜カードに整理して使用する。

イ 選抜に当たって使用した資料は、公表しない。

ウ 高等学校長は、選抜終了後、平成27年3月23日(月)から3月24日(火)までの間に学力判定原簿を学校教育課長あて提出する。

5 合格者の発表

(1) 平成27年3月20日(金)午前9時から正午までの間に、高等学校玄関前にて発表する。

(2) 高等学校長は、合格者数報告書については、平成27年3月23日(月)から3月24日(火)までの間に、入学者選抜の反省事項の報告書及び入学者選抜の経過の報告書については、平成27年3月31日(火)までに学校教育課長あて報告する。

6 第2次募集

(1) 実施の有無

一定数以上の欠員を生じた場合、高梁市教育委員会と高等学校長が協議の上、平成27年3月19日(木)までに実施の有無を決定する。なお、実施の有無については平成27年3月20日(金)に高等学校において掲示及び、岡山県高梁市立宇治高等学校Webページにて発表する。

(2) 募集人員

募集定員から、合格者の発表時における合格者数を除いた人数とする。

(3) 出願

ア 出願資格

原則として公立高等学校一般入学者選抜【第Ⅰ期】を受験した者で、県内の公私立いずれの高等学校にも合格していないもの(私立高等学校については、合格していても、入学予定者招集日等に出席しないことなどにより、入学手続きを完了しない者を含む。)とする。ただし、一般入学者選抜で岡山県高梁市立宇治高等学校を受検した者は出願できない。

イ 出願の期間

平成27年3月23日(月)から3月24日(火)までとし、受付時間は午前9時から午後5時まで(最終日は午後3時まで)とする。

ウ 出願の手続き

(ア) 一般入学者選抜に準ずる。ただし、「日程一覧表に示す日程に従って」とあるのは、「出願の期間内に」と読み替えるものとする。なお、自己申告書は提出しないものとし、第2次募集出願に係る誓約書(様式(8))を出願書類に加えるものとする。

(イ) 高等学校長は、入学志願者数を平成27年3月31日(火)までに学校教育課長あて報告する。

エ 入学選 hands 手数料

一般入学者選抜に準ずる(720円)。

(4) 面接

ア 志願者には、面接を実施する。

イ 実施期日及び場所

平成27年3月25日(水)

岡山県高梁市立宇治高等学校 高梁市宇治町宇治1686番地

ウ 集合時刻 午前9時30分

エ 面接の実施及び報告

一般入学者選抜に準ずる。

(5) 選 抜

ア 選抜の方針

一般入学者選抜【第Ⅰ期】での学力検査の結果、調査書及び面接の結果等を資料として、総合的に判断する。

イ 選抜委員会

一般入学者選抜に準ずる。

(6) 合格者の発表

ア 高等学校長は、平成27年3月25日(水)以降、選抜結果通知書により、選抜の結果を中学校等の校長を通じて本人に通知する。

イ 高等学校長は、一般入学者選抜に準じて、平成27年3月31日(火)までに学校教育課長に報告する。

7 学力検査の得点の簡易開示

(1)簡易開示の請求ができる者	岡山県高梁市立宇治高等学校の一般入学者選抜を受検した者
(2)簡易開示の対象となる個人情報の内容	学力検査の各教科の得点
(3)簡易開示を実施する期間	平成27年3月26日(木)から4月27日(月)までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし土曜日及び日曜日は除く。
(4)簡易開示を実施する場所	岡山県高梁市立宇治高等学校
(5)本人であることを確認するために提示を求める書類	受検票

8 そ の 他

(1) 高梁市教育委員会教育長が必要と認めるときは、入学者選抜について調査する。

(2) 出願について不正の事実(学歴、調査書等)があるときは、入学許可後といえども入学を取り消すものとする。

(3) 選抜に関する表簿の保存期間は、学校教育法施行規則第28条の規定により5年間である。